

議案第49号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成18年5月11日

三朝町長 吉田秀光

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

三朝町長 吉田秀光

平成18年5月11日原案承認

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が <u>9万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>9万円</u> とする。	3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、当該合計額が <u>8万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>8万円</u> とする。
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)	第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)

並びに同条第 3 項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 9 万円 を超える場合には、9 万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 及び 3 略

附 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得(次項から附則第 6 項までにおいて「公的年金所得」という。)について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第 6 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第 13 条第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(平成 18 年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例)

3 平成 18 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成 17 年中に公

並びに同条第 3 項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 8 万円 を超える場合には、8 万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 及び 3 略

附 則

1 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、前年中に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第 13 条第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

的年金所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第13条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

- 4 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第13条第1項の規定の適用については、第2項の規定にかかわらず、同条中「法第703号の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額

によるものとする。）」とする。

（平成 18 年度における国民健康保険税にかかるとる所得割額の算定の特例）

- 5 平成 18 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成 17 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 13 万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」とする。

（平成 19 年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）

- 6 平成 19 年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成 18 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 7 万円を控除した金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法

第 314 条の 2 第 2 項」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 34 条第 1 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条第 1 項の譲渡所得を有する場

合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項)の規定の適用がある場合には、その適用後

合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 1 項」とあるのは「法附則第 35 条第 1 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 第 1 項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項において準用する同条第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項)において準用

の金額」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける場合における第 11 項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第 35 条の 3 第 13 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

する同条第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 3 第 12 項において準用する同条第 3 項の規定の適用がある場合における第 5 項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第 35 条の 3 第 12 項において準用する第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 第 1 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるの

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

は「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第 33 条の 3 第 1 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条及び第 13 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 13 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条

約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第13条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から附則第10項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。